

3 畜産バイオマスの利活用について

● 農業委員会からの意見

市では循環型の農業を推進するため、畜産バイオマス研究会のなかで、バイオマス発電や家畜糞尿の有効利用などについて調査検討をしていると伺っています。今後、実用化に向けては、多大な予算が必要となると思いますが、導入時期や技術などについての具体的な計画があれば教えてください。

● 田原市の意見

バイオマス発電や家畜糞尿の有効利用などについて、調査検討をしているところですが、実用化するには、相当の費用が必要です。現状では、畜産農家の負担が大きく、経営を圧迫する可能性が高いと考えていますが、今後とも研究を進めていきたいと思っています。

4 農業委員の報酬について

● 農業委員会からの意見

農業全国一の田原市が、近隣の県市に比べて、委員報酬額が低いというのはいかがでしょうか。農業委員の活動内容からみても、また意識の向上、モチベーションを高めていく上でも、報酬の見直しをお願いします。

委員の改選が来年7月に予定されて

おり、今後の田原市の農業の発展のためにも見直しを要望します。

● 田原市の意見

平成16年度から現在の報酬額になりましたが、その後、見直しはされていません。近隣市と比較すると、他市よりも低い水準となっており、今後は、農業委員の業務量を把握しながら、十分検討していきたいと思っています。

● 農作物への散水は、周りに注意を

スプリンクラーなどの散水が道路にはみ出すと、交通事故の原因になります。マナーを守り、周囲に迷惑をかけないよう心がけましょう。



● 農地からの土砂流出を防止しよう

農地からの土砂の流出は、大切な農地が失われるだけでなく、流出した土砂が大きな事故や災害を招くことがあります。のり面の草を残すなどして、土砂の流出を抑えましょう。

農業委員会委員選挙人名簿

登録申請書の提出

選挙管理委員会は、法律により農業委員会の選挙権のある人からの申請に基づいて、毎年1月1日現在の選挙人名簿を作成します。

選挙人名簿への登録は、提出された申請書に基づいて行われますので農業委員会委員選挙人名簿登録申請書は忘れずに提出してください。

● 対象者

平成26年1月1日現在で市内に住所を有し、平成6年4月1日以前に生まれた方のうち、次のいずれかに該当する方

① 耕作面積10アール以上の農地で耕作を営む方

② ①の配偶者または同居の親族で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方

③ 10アール以上の農地で耕作を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上耕作に従事する方

● 申請書の配布

関係する世帯には12月中旬に郵送します。（選挙権のある方で申請書が届かない方は、選挙管理委員会へ

お問い合わせください。）

● 申請書の提出

平成26年1月10日（金）までに農業委員会へ直接または郵送にて提出してください。（郵送される申請書には、返信用封筒が同封されています。）

▼選挙管理委員会（総務課）

☎ 23局3506 FAX 23局0180

● 農地に関するQ&A

Q市街化区域内の農地を転用する場合でも、許可が必要でしょうか

A都市計画法による市街化区域は、計画的に市街化を図るべき区域とされており、市街化区域の設定に当たっては、農林水産大臣と国土交通大臣らとの間で協議して、農業上の土地利用との調整を図った上で行うこととされています。このような市街化区域の性格から、市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に所定の事項の届出を行えば、転用許可は要しないこととなっています。

